

# 2018年度 診療報酬改定 第3弾

## 特定集中治療室管理料等の見直し

新設：早期離床・リハビリテーション加算 **500点**/1日

### 【算定対象】

- ・特定集中治療室入室後、早期より離床等の必要な取り組みが行われた場合に14日間を限度として加算

# 特定集中治療室管理料等の見直し

## 【施設基準】

- ・特定集中治療室内に以下から構成される早期離床・リハビリテーションに係るチームを設置し、患者の診療を担う、医師・看護師・理学療法士等が計画・実施した場合に算定する
  - ①集中治療の経験を5年以上有する医師
  - ②集中治療に関する適切な研修を修了した看護師
  - ③十分な経験を有する理学療法士又は作業療法士
- ・集中治療室における早期離床・リハビリテーションに関するプロトコルを整備し、定期的に見直すこと
- ・心大血管・脳血管・呼吸器リハビリテーション料に係る届出を行っている保険医療機関であること **※疾患別リハ料は包括**

# 維持期・生活期リハビリテーションの 介護保険への移行

1. 医療保険の疾患別リハビリテーションと介護保険の通所リハビリテーションを同時に実施できる場合について、人員配置や機能訓練室等の施設基準を緩和する。
2. 要介護・要支援被保険者に対する維持期・生活期の疾患別リハビリテーション料について、介護保険への移行に係る経過措置を1年間に限り延長し、平成31年4月以降、要介護被保険者等に対する疾患別リハビリテーション料の算定を認めない取り扱いとする。

# 入院中の患者に対する褥瘡対策

- ADL維持向上等体制加算のアウトカム指標である院内褥瘡発生率の基準を見直す。

現行	改定
<p>[施設基準] ア (略) イ 当該病棟の入院患者のうち、院内で発生した褥瘡(DSIGN-R分類d2以上とする。)を保有している入院患者の割合が<u>1.5%</u>未満であること。</p>	<p>[施設基準] ア (略) イ 当該病棟の入院患者のうち、院内で発生した褥瘡(DSIGN-R分類d2以上とする。)を保有している入院患者の割合が<u>2.5%</u>未満であること。 <u>ただし、調査日における当該病棟の入院患者数が80人以下の場合は、本文の規定にかかわらず、当該病棟の入院患者のうち、院内で発生した褥瘡を保有している入院患者が2人以下であること。</u></p>